

別紙

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
(実費弁償及び報酬の額) 第43条 (略) (1) (略) ア及びイ (略) ウ <u>航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</u> エ (略) オ 宿泊料(食事料2食分を含む。) 1夜につき<u>23,000円</u> カ 弁当料 1食につき<u>1,500円</u>、1日につき<u>4,500円</u> キ 茶菓料 1日につき<u>1,000円</u> (2) (略) (3) (略) ア 鉄道賃、船賃、<u>航空賃</u>及び車賃 それぞれ第1号の<u>アからエ</u>までに掲げる額 イ 宿泊料(食事料を除く。) 1夜につき<u>20,000円</u>	(実費弁償及び報酬の額) 第43条 (略) (1) (略) ア及びイ (略) (新設) ウ (略) エ 宿泊料(食事料2食分を含む。) 1夜につき<u>12,000円</u> オ 弁当料 1食につき<u>1,000円</u>、1日につき<u>3,000円</u> カ 茶菓料 1日につき<u>500円</u> (2) (略) (3) (略) ア 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第1号の<u>ア、イ及びウ</u>に掲げる額 イ 宿泊料(食事料を除く。) 1夜につき<u>10,000円</u>

改正後	改正前
2 法第197条の2第2項に規定する報酬の額は、選挙運動のために使用する事務員にあつては1人1日につき<u>15,000円以内</u>とし、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら法第197条の2第2項に規定する要約筆記のために使用する者にあつては1人1日につき<u>20,000円以内</u>とする。	2 法第197条の2第2項に規定する報酬の額は、選挙運動のために使用する事務員にあつては1人1日につき<u>10,000円以内</u>とし、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら法第197条の2第2項に規定する要約筆記のために使用する者にあつては1人1日につき<u>15,000円以内</u>とする。